

千葉県

設計、地質・土質調査、測量各業務共通仕様書に準ずる。

下水道管渠実施設計業務委託標準仕様書

第1章 総 則

1-1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1-2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1-3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1-4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1-5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1-6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1-7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1-8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請書（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1-9 提出書類

(1) 受注者は、業務の着手及び完了にあたって、鎌ヶ谷市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表
(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

1-10 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、監理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければ

ばならない。

- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有する者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1-11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1-12 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に鎌ヶ谷市の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、鎌ヶ谷市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

1-13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けた時は、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1-14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1-15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めない事項については、鎌ヶ谷市、受注者協議の上、これを定める。

第2章 調 査

2-1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の師匠物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2-2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道

路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

2-3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2-4 公私道確認

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

2-5 在来管調査

在来管調査は、2-3 地下埋設物調査で行う範囲を超える調査であり、管路、マンホール及びますの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、底高等現地作業を伴うものをいう。当該調査は、必要に応じて別途計上とする。

2-6 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

第3章 設計一般

3-1 打合せ

- (1) 業務の実施に当たって、受注者は鎌ケ谷市と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と鎌ケ谷市は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3-2 設計基準等

設計にあたっては、鎌ケ谷市の指示する図書及び本仕様書第7章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について鎌ケ谷市と協議の上、定めるものとする。

3-3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、鎌ケ谷市と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3-4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等は全て明確にし、整理して提出しなければならない。

3-5 事業計画図書の確認

受注者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

3-6 参考資料の貸与

鎌ヶ谷市は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料、既設管資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

3-7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則

4-1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には、鎌ヶ谷市の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図 ($S=1/10,000 \sim 1/30,000$) は、地形図に施工箇所を記入する。

(2) 系統図

系統図 ($S=1/2,500$) は、地形図に設計区間を記入する。

(3) 平面図

平面図 ($S=1/500$) は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて設計区間の占用位置、マンホール及び立坑の位置・管きよの区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管きよの名称等を記入する。

(4) 詳細平面図

詳細平面図 ($S=1/50 \sim 1/100$) は主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、鎌ヶ谷市が指示する場合に平面図及び横断面図を作成する。

(5) 縦断面図

縦断面図 ($S=縦1/100、横1/500$) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管きよの位置、平面図との対象番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、土被り、マンホールの種類及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管きよの位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称等を記入する。

(6) 横断面図

横断面図 ($S=1/50 \sim 1/100$) は、平面図と同一記号を用いて次の事項

を記入する。

管きよの位置、平面図との対象番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称又は横断位置の名称等を記入する。

(7) 構造図

構造物（ $S=1/10 \sim 1/100$ ）は、次の要領で記入する。

鎌ヶ谷市の下水道標準構造物によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造物のものは縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊な布設構造図、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越、特殊な形状のマンホール及びます等特に構造図を必要とし、仕様書に明記されているもの。

(8) 仮設図

仮設図（ $S=1/10 \sim 1/100$ ）は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

4-2 各種計算

管きよ、管基礎、推進力及び構造計算、仮設啓さん、補助工法、耐震設計等の計算にあたっては、鎌ヶ谷市と十分打合せの上、計算方法を確認して行わなければならない。

4-3 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法、事前事後処理等材料別に数量を算出する。

4-4 報告書

報告書は、当該設計にかかるとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第5章 照 査

5-1 照査の目的

受注者は、業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めると共に、さらに照査を実施し、設計図書に誤りが無いよう努めなければならない。

5-2 照査の体制

受注者は、遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

5-3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- (4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう。）について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

第6章 提出図書

6-1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

6-2 実施設計関係提出図書

- | | | |
|------------------------|-------------------------------|----|
| (1) 位置図 | A 4判又はA 3判製本 | 2部 |
| (2) 系統図 | A 4判又はA 3判製本 | 2部 |
| (3) 施設平面図 | A 4判又はA 3判製本 | 2部 |
| (4) 詳細平面図 | A 4判又はA 3判製本 | 2部 |
| (5) 縦断面図 | A 4判又はA 3判製本 | 2部 |
| (6) 横断面図 | A 4判又はA 3判製本 | 2部 |
| (7) 構造図 | A 4判又はA 3判製本 | 2部 |
| (8) 仮設図 | A 4判又はA 3判製本 | 2部 |
| (9) 水理計算書 | A 4判製本 | 2部 |
| (10) 構造計算書（耐震設計計算書を含む） | A 4判又はA 3判製本 | 2部 |
| (11) 数量計算書 | A 4判製本 | 2部 |
| (12) 報告書 | A 4判製本 | 2部 |
| (13) 特記仕様書 | A 4判製本 | 2部 |
| (14) 打合せ議事録 | A 4判製本 | 2部 |
| (15) その他の資料 | 原稿 | |
| | 設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料 | |
| (16) 電子成果品 | | 一式 |

第7章 参考図書

7-1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (2) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (3) 下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
- (4) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道施設耐震計算例－管路施設編－（日本下水道協会）
- (6) 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- (7) 水理公式集（土木学会）
- (8) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (9) トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（土木学会）
- (10) トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説（土木学会）
- (11) トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- (12) 河川砂防技術基準（国土交通省）
- (13) 道路技術基準通達集（国土交通省）
- (14) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (15) 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- (16) 道路土工－軟弱地盤対策工指針（日本道路協会）
- (17) 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- (18) 共同溝設計指針（日本道路協会）
- (19) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (20) 水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
- (21) 港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会）
- (22) 鎌ヶ谷市の道路埋設標準定規図

第8章 著作権の譲渡等

8-1

受注者（以下「乙」という。）は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下本条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に鎌ヶ谷市（以下「甲」という。）に無償で譲渡する。

8-2

甲は、成果物が著作物に該当するとしないうに関わらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

8-3

乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のために、その内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

8-4

乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作権に該当するとしないうに関わらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し内容を公表することができる。

電子納品特記仕様書

第1条 電子納品

- 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領（案）以下、「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。
- 2 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で1部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）【委託業務編】」を参考にするものとする。
- 3 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

設計条件項目表

項 目	設 計 条 件
工 期	令和9年3月1日まで
場 所	鎌ヶ谷市南鎌ヶ谷三丁目地先他
管径・工法及び延長	開削工法 ϕ 200mm L=257.0m(レベル1地震動) 推進工法 ϕ 300mm L=297.0m(レベル1地震動) 推進工法 ϕ 300mm L=180.0m(レベル1及び2地震動)
特殊構造物	特殊構造物(有 ☒ 無):耐震設計(有 無) 簡易な特殊マンホール(基)、特殊マンホール(基)、 マンホール形式ポンプ場(2次製品)(基)、 マンホール形式ポンプ場(現場打打ち)(基)、吐口、その他()
報告書作成	☒ 有 無
設計協議	中間打合せ 1回
施工法等の比較検討	有 ☒ 無
	a)管路の掘削工法
	b)①急曲線 ②土被り1.5D以下 ③近接構造物(箇所) ④軌道横断(箇所) ⑤河川横断(箇所) ⑥高架道横断(箇所)
耐震計算(応答変位法)	☒ 有()、無
耐震設計	☒ レベル1地震動、 ☒ レベル1及び2地震動、 無
設計条件補正	☒ 有(管路延長)、無
地盤条件補正	有()、 ☒ 無
工区数補正	有()、 ☒ 無
その他補正	有()、 ☒ 無